

世田谷区立代田児童館北沢子どもの居場所(きたっこ)

嘱託員(会計年度任用職員)の募集

1 職務内容

- (1) 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定に関すること。
- (2) 自主的な遊びの活動への意欲と態度の形成に関すること。
- (3) 北沢子どもの居場所支援事業の職員を補佐し、子どもの居場所事業を実施すること。
- (4) その他北沢子どもの居場所支援事業の運営に関し、所属長の指示する事項



2 応募資格

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学若しくは大学院又は外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (3) 学校教育法の規定による高等学校の卒業又はこれに相当する資格以上の学歴を有し、2年以上児童健全育成事業に従事した者
- (4) 学校教育法の規定による高等学校の卒業又はこれに相当する資格以上の学歴を有し、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、区長が適当と認めた者
- (5) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と認めた者

※地方公務員法第16条等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

3 勤務条件

- (1) 任用期間 任用開始～令和8年3月31日
※ 勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。
- (2) 勤務日数 各月17日以上23日以内
(原則として月曜日から金曜日、第2・第4土曜日)
- (3) 勤務時間 1日6時間 原則12時15分～18時15分

※学校長期休業期間中は原則のほか、【早番】9時30分～15時30分シフトあり

※第2・第4土曜日は原則のほか、【中番】11時～17時シフトあり

※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。

(4) 勤務場所 世田谷区北沢子どもの居場所「きたっこ」(世田谷区北沢3-3-10 北沢地区会館内)

(5) 報 酬 ① 報酬月額(令和7年度現在)194,653円(地域手当相当分含む。)

② 期末手当 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給

※ 交通費別途支給

(6) 社会保険等 健康保険(東京都職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

(7) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。

(8) 休 暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。

(9) 身 分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員(会計年度任用職員)

(10) そ の 他 ① 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。

② 勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

4 募集人数

1名

5 選考方法

第1次選考 書類選考

第2次選考 面接

6 選考結果

第1次選考結果は、合否に関わらず全員の方に郵送します。結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。

7 申込方法

『世田谷区北沢子どもの居場所嘱託員採用選考申込書兼履歴書』、『世田谷区における勤務経歴等確認票』を下記の期間に提出してください。

【提出先】

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

子ども・若者部児童課児童育成(第2庁舎2階20番窓口)

【期 間】

郵送申込	随時
持参申込	上記郵送申込期間の月曜日から金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時



※ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

※『世田谷区北沢子どもの居場所嘱託員採用選考申込書兼履歴書』やその他の添付書類に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例および同施行規則に基づき適正に取り扱い、世田谷区北沢子どもの居場所嘱託員採用選考および採用事務の目的を遂行するために使用します。

【お問い合わせ先】 子ども・若者部児童課児童育成 電話：03-5432-2306